

公立大学法人三重県立看護大学

令和5年度業務実績に関する評価結果

令和6年9月

三重県公立大学法人評価委員会

目 次

はじめに	1
年度評価の方法	2
1 全体評価	4
2 項目別評価	10
I 大学の教育研究の向上に関する項目	
第1 教育に関する項目	10
第2 研究に関する項目	15
II 社会・地域貢献に関する項目	17
III 大学運営に係る環境整備に関する項目	19
IV 的確な業務運営の実施および業務改善に関する項目	22
V 財務内容の改善に関する項目	24
VI 大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する項目	26
3 参考資料	
○ 公立大学法人三重県立看護大学中期目標に定める数値目標の達成状況	27
○ 三重県公立大学法人評価委員会名簿	29
○ 三重県公立大学法人評価委員会の開催状況	29
○ 地方独立行政法人法（関係条文）	29
○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の 整備に関する法律 附則	30
○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の 整備に関する法律による地方独立行政法人法の改正について（関係通知）	30
○ 公立大学法人三重県立看護大学の業務実績に関する評価基本方針	31
○ 公立大学法人三重県立看護大学の各事業年度の業務実績評価実施要領	33

《はじめに》

公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」という。）は、平成 21 年 4 月の法人化以来、第一期中期目標期間（平成 21 年 4 月～平成 27 年 3 月）、第二期中期目標期間（平成 27 年 4 月～令和 3 年 3 月）を終え、令和 3 年 4 月より第三期中期目標期間（令和 3 年 4 月～令和 9 年 3 月）を迎えた。

第三期の中期目標においては、第二期から引き続き、質の高い人材の養成、教育・研究成果の社会への還元、国内外の看護の発展と保健・医療・福祉の向上を目的としつつ、さらに発展させる形で、教育・研究のさらなる質的向上、多様化する保健医療ニーズへの対応、地域社会の保健・福祉に関わる切実な課題の解決等を盛り込むとともに、第二期の実績や今後の方向性をふまえて目標項目および数値目標の一部変更を行った。

法人は、この中期目標に沿って、質の高い教育・研究の実践を通じて優れた看護職者を育成し、社会貢献・地域連携の推進を通じて地域の保健・医療・福祉の向上に寄与し、大学の教育研究活動を効果的に実施するため業務運営を的確に行うという考え方に立って、第三期の中期計画を定めた。

また、第二期における法人の成果や課題については、令和 3 年 9 月にとりまとめた「第二期中期目標期間における業務実績に関する評価結果」において、教育・研究・地域貢献をはじめとする全ての項目で「中期目標の達成状況が良好である」としたが、一方で解決すべき諸課題として、大学院看護学研究科修士課程の学位取得者数の少なさや専門教員の未充足などを挙げた。

法人は、これらをふまえ、第三期中期目標期間の 3 年目である令和 5 年度における年度計画を策定し、同年度の業務実績報告書を、令和 6 年 4 月 30 日に、本委員会に提出した。

本委員会は、この業務実績報告書の提出を受け、法人の令和 5 年度業務実績に関する評価を行った。

令和 5 年度の年度計画の実施状況等の特徴は、国家試験合格率（看護師・保健師）および修士学位取得者数の数値目標が未達成となったものの、教育、研究、社会・地域貢献等の 3 分野においても、大社接続、大学院生確保のための制度改革、多様な主体との連携や地域住民との交流等で具体的な成果をあげるとともに、業務運営の改善や財務内容の改善等を含む全ての項目で、年度計画を順調に、あるいはこれを上回って実施している。

以下では、具体的な実施状況や数値目標の達成状況等について、業務実績報告書の項目に則して述べている。

《年度評価の方法》

評価にあたっては、平成21年12月10日に策定した「公立大学法人三重県立看護大学の業務実績に関する評価基本方針」および「公立大学法人三重県立看護大学の各事業年度の業務実績評価実施要領」（後掲）に基づき、以下のとおり評価を行った。

- ① 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」を行った。
- ② 「項目別評価」は、年度計画の記載項目（小項目）ごとに法人が自己点検・自己評価を行い、これをもとに、評価委員会において検証・評価を行った。

（教育研究の特性に配慮すべき項目）

大学の教育研究の向上に関する項目のうち、教育研究の特性に配慮すべき項目については、専門的な観点からの評価は行わないものとし、事業の外形的・客観的な進捗状況について確認するものとした。この場合、教育研究の特性に配慮すべき範囲は、教育内容、教育の質の向上および学生支援ならびに研究水準および研究の成果、研究実施体制の整備に関する項目とした。

（教育研究の特性に配慮すべき項目以外の項目）

教育研究の特性に配慮すべき項目以外の項目については、業務実績報告書の小項目ごとに法人の自己評価や年度計画の設定の妥当性も含めて総合的に検証し、年度計画の達成状況についてⅠ～Ⅳの4段階で評価を行った。また、小項目ごとの評価と特記事項をもとに、大項目ごとの達成状況について、S～Dの5段階の評価を行った。

- ③ 「全体評価」は、「項目別評価」の結果をふまえつつ、中期計画の進捗状況全体について、総合的に評価を行った。

なお、大項目の区分、小項目評価および大項目評価の基準は、以下のとおりである。

◆ 大項目は、以下のとおり区分する。

Ⅰ 大学の教育研究の 向上に関する項目	1 教育に関する項目	教育研究の特性に配慮 すべき項目
	2 研究に関する項目	
Ⅱ 社会・地域貢献に関する項目		教育研究の特性に配慮 すべき項目以外の項目
Ⅲ 大学運営に係る環境整備に関する項目		
Ⅳ 的確な業務運営の実施および業務改善に関する項目		
Ⅴ 財務内容の改善に関する項目		
Ⅵ 大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する項目		

◆ 小項目の評価は、以下を基準として行う。

ランク	評 価 基 準
IV	年度計画を上回って実施している
III	年度計画を順調に実施している
II	年度計画を十分には実施していない
I	年度計画を大幅に下回っている、又は実施していない

- ◆ 大項目の評価は、小項目の評価ランクごとに、IVを3点、IIIを2点、IIを1点、Iを0点として小項目の平均点を算出し、それを次の基準で評価する。
ただし、II以下の小項目がある場合は、A評価以上とはしない。
なお、上記は判断の目安であり、評価委員会が総合的に評価し決定する。

	評 価 点	評 価 の 基 準
S	特に優れた実績を上げている	評価委員会が特に認める場合
A	順調に実施している	小項目の平均点が2点以上
B	概ね順調に実施している	小項目の平均点が1.8点以上2点未満
C	十分に実施していない	小項目の平均点が1.8点未満
D	大幅な見直し、改善が必要である	評価委員会が特に認める場合

(注) 小項目の平均点は、小数点以下第2位を四捨五入する。

1 全体評価

(1) 評価結果と判断理由

① 大学の教育研究の向上に関する項目

第1の教育に関する項目、第2の研究に関する項目については、専門的な観点からの評価は行わないものとし、地方独立行政法人法第79条の規定により、認証評価機関の教育および研究の状況についての評価をふまえることとするため、法人から提出された業務実績報告書に基づき、事業の外形的・客観的な進捗状況について確認した。

教育に関する項目については、教育内容、教育の質の向上、学生支援の目標について取り組まれており、いくつかの項目について顕著な成果が認められ、年度計画を順調に実施していると認められる。

研究に関する項目については、研究水準および研究の成果、研究実施体制の整備の目標について取り組まれており、年度計画を順調に実施していると認められる。

② 上記以外の項目別評価

項目名	評価	S	A	B	C	D
II 社会・地域貢献に関する項目			○			
III 大学運営に係る環境整備に関する項目			○			
IV 的確な業務運営の実施および業務改善に関する項目			○			
V 財務内容の改善に関する項目			○			
VI 大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する項目			○			

S・・・特に優れた実績 A・・・順調に実施 B・・・概ね順調に実施 C・・・十分に実施していない

D・・・大幅な見直し、改善が必要

③ 全体評価結果

公立大学法人三重県立看護大学の第三期中期目標期間の3年目にあたる令和5年度の業務実績は、年度計画を計画どおり遂行しており、全体として中期計画を順調に実施していると認められる。

今回の評価結果を活用し、さらに積極的に改革・改善を行うことにより、教育、研究、社会・地域貢献等、大学運営全般が一層充実されることを期待する。

(2) 中期目標に定める数値目標の達成状況

① 全体的な達成状況

「公立大学法人三重県立看護大学第三期中期目標」には、看護師国家試験合格率等の18項目の数値目標を定めており、各年度の目標値と実績値との対照が可能となっている。(数値目標一覧表は27～28ページ参照)

この結果を見ると、令和5年度の数値目標のうち、目標が達成されたものは「県内就職率」など13項目、未達成のものは「看護師国家試験合格率」、「保健師国家試験合格率」および「修士学位取得者数」の3項目であった。(その他単年度での評価ができないものが2項目)

これらの数値目標の中には意欲的に高いレベルを設定しているものがあること

も考慮する必要はあるが、未達成となった3項目については、その要因を分析し、今後の目標達成に向けて全力を挙げていただきたい。

なお、現在の数値目標は、第二期中期目標において定めたものを、第三期中期目標策定時に一部見直しを行ったものであるが、今後の社会情勢や環境の変化等に的確に対応していくため、必要に応じて、目標となる指標や数値設定等について、改めて検討することも考えられる。

② 主な数値目標の達成状況

《看護師・保健師・助産師国家試験の合格率、合格者数》

看護師・保健師・助産師の合格率はいずれも100%を目標として掲げており、看護師は98.1%、保健師は99.0%と目標を達成できなかったが、助産師は100%と目標を達成した。国家試験合格率の全国平均は、看護師93.2%、保健師97.7%、助産師99.3%であり、これらを上回っていることから、看護師等国家試験対策に一定の効果があつたと評価される。

なお、看護師・保健師・助産師の合格者数においては、看護師は目標の95名に対して101名、保健師は目標の95名に対して102名、助産師は目標10名に対して10名と数値目標を達成した。

未達成となった国家試験関係については、調査・分析を行い、より早期から国家試験対策に取り組むなど、目標達成をめざし、対策を講じていただきたい。

《県内就職率》

就職者数に対する県内への看護職就職者数の割合であるが、57.4%と目標の55%を上回り、前年度55.7%より増加した。今後も引き続き、県内就職率向上のためのさまざまな取組を実施いただくとともに、県内医療機関等との連携強化を図っていただきたい。

《修士学位取得者数》

大学院研究科修士課程での学位取得者数は3名となり、目標数値の8名を達成できなかった。修士学位取得者数については、入学者の確保が課題になっていることから、今後も定期的な制度の見直しと検討を行っていただきたい。

《競争的研究資金申請率・外部研究資金採択率》

競争的研究資金の申請率（在職教員における比率）は100%で、目標を達成した。

また、外部研究資金採択率は59.2%と、目標の50.0%を達成した。

《看護職者を対象とした講座等・県民向け講座等の開催数》

看護職者を対象とした専門講座等の開催回数は175回と、目標の100回を上回った。

また、県民向け講座等の開催回数は126回と、目標の96回を上回り、講座の満足度も高く、県民のニーズに応えることができた。

《学生アンケートにおける学生の満足度》

大学生活の支援に対する満足度については、チューター制度¹、学生相談制度²、健康相談、事務局対応、経済支援、進路の6項目の支援制度全体に対する満足度で計っているが、97.8%と目標の80.0%を達成した。

(3) 全体的な実施状況

① 重点的な取組および特筆すべき取組

＜21101 適切な選抜の実施（学部）＞

令和7年度入学者選抜試験の実施に向け、地域の事情等をふまえた特色ある新たな入学者選抜方法を積極的に導入しながら、常に入試改革に努めている姿勢は評価できる。また、令和6年度入学者選抜試験において、入学定員を満たし、合計103名の学生を確保したことは評価できる。

新たな入学者選抜方法や、選抜方法を変更した点について、特に三重県内の高校へは丁寧な説明と適切な広報を継続して行っていただきたい。そして、より高い資質を備えた入学生の確保や、地域に根差す保健・医療・福祉に寄与する人材育成に期待したい。

地域推薦型選抜の評定平均値などを変更した点については、今後十分な分析を行いながら入学者選抜方法を検討し、入学者選抜試験の内容・方法・広報の吟味が必要である。

また、新たな入学者選抜を経て入学した学生が貴学を卒業後、三重県内の保健・医療・福祉等にどう反映したか、追跡調査が今後必要であると考ええる。

＜21102 高大接続の拡大（学部）＞

地域、受験生が求める高大接続の拡大と内容の充実に向けて努力しているが、時代にあった内容の充実に、情報を駆使して、さらに取り組んでいただきたい。

また、昨年度から検討している「多言語多文化選抜」については周辺地域の関係者の高い関心とともに入学後の期待も大きいと考えられる。入学後のサポート体制のあり方等について詳細な検討を今後も継続的に行っていただきたい。

「一日みかんだい生³」や「出前授業」の事業は、参加者のアンケート結果では満足度も高く、高校生にとって看護職への理解を深め、進路のミスマッチを防ぐ一助となっている。同時に大学が県内医療機関、行政機関、高校と連携しており、三重県の諸機関と一体となった取組が地域に貢献する意欲ある看護職の育成につながっているものと評価できる。

今後は事業内容の改善（高校生への魅力アピール）とともに大学と県内医療機関、行政機関、高校との連携のなかで、入学から就職に至るまでの戦略や方針を立てることが事業の質を向上させるための課題だと考える。

¹ チューター制度：個人指導教官（教員）。各指導教員を「チューター」として配属し、大学で学ぶ学生の生活・教育・研究について、個別に指導・助言を行っている。

² 学生相談制度：教員が研究室に在室時は、学生が教員の誰とでも面談・相談ができる制度。

³ 一日みかんだい生：看護職をめざす高校生を対象に、入学後の休退学や就職後の早期離職を防止することを目的としたキャリアデザイン講座。看護職経験者による講義や、学生体験談、キャリアデザインワークショップ等のプログラムを実施する。

＜21202 研修会等の開催＞

「FD⁴講演会」、「FD/SD⁵講演会」、「研究科FD研修会」は、それぞれ有意義な内容で開催されており、教育・研修の水準を高めることが期待できるものと評価できる。これらのFD活動が共同研究の推進と大学づくりに生かされることを期待したい。

さらに大学の今後に向けて(博士後期課程開設に向けて)の研修会も企画、実践されており、教員の将来的な準備にむけた取組は評価できる。「地元創成看護学」については、今後の大学のあるべき姿を考える上で参考になる内容であると考えられ、大学と社会の価値創造につながることを期待する。

博士後期課程設置作業では大学内部の課題意識と外部の専門的知識や情報をすり合わせる必要があり、この研修会がその役目を果たすように機能することを望む。

＜21302 大社接続の支援＞

大学の「出口」(進路)問題は大学にとって重要な課題である。学生にも、県内就職率のためにも「就職説明会」や「ようこそ先輩」は重要であり、参加施設も多く、アンケート結果も良好であることを評価する。

また「卒業生支援プロジェクト」、「卒業生のきずなプロジェクト」などの現場で働く卒業生との共同の事業は参加者の満足度も高く、評価できる。

大学のステークホルダーとしての卒業生、同窓会は就職や財政面において重要な存在であり、こうしたステークホルダーとの共同事業のさらなる発展を期待したい。そして、大社接続支援を新たな方向にも発展させていきたい。

＜21303 就職支援＞

多様な大社接続支援や適切な就職支援により、県内就職率は前年度実績、目標を共に上回り、数値目標を達成したことは評価できる。県内就職者の確保につながる対策の検討・実施の成果だと考えられる。県立大学として県内就職者の確保はとても重要であるため、今後もさらに変化する学生のニーズや社会のニーズにあった就職支援に努力していただき、引き続き県内就職者の確保につながる対策の検討や実施をしていただきたい。

＜22101 研究と地域課題との循環の促進＞

受託事業や他大学・病院との連携により地域課題に関する研究を推進している点は評価できる。県市町、医療機関との連携は地域貢献に重要であり、積極的に推進していただきたい。

看護職者等を対象とした①看護研究SEED、②ハウツー看護研究、③看護研究エッセンス、④その他の看護研究支援など幅広い「看護研究支援」活動を展開している点は高く評価できる。これらの研究支援が大学院入学につながることを期待したい。そのための工夫が必要である。

⁴ FD (Faculty Development) : 大学教員の教育能力を高めるための実践的方法のことであり、大学の授業改革のための組織的な取組方法をさす。

⁵ SD (Staff Development) : 事務職や技術職などの大学職員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組をさす。

＜32101 県民のヘルスリテラシーの向上＞

「県民のヘルスリテラシーの向上」のために教員各自の専門分野を生かして実施した「みかん大出前講座⁶」、「みかん大リクエスト講座⁷」は件数、参加者ともに前年度とくらべて増加し、延べ参加者数 2,865 名、満足度は 98.9% と高い。さらに「県民のヘルスリテラシー向上支援事業」、「公開講座」（3 回）の取組は大学の地域貢献として地域住民の心と身体の健康に役立つこととして極めて高く評価できる。貴学の教員の努力が認められる。

県民のヘルスリテラシーを向上させることは、県民のためでもあるが、大学の評価を地域で上げることにつながるため、引き続き積極的に「県民のヘルスリテラシー向上支援事業」を進めていただきたい。

＜41101 学生の生活支援＞

新型コロナウイルス感染症による制限が解除され、学生の行動範囲が急激に拡大した際に健康管理者が不在であったが、教職員一丸となって大学生活全般についての支援が詳細に行われており、生活支援が充実していると評価できる。

学生の声（意見箱）とその対応については意見箱以外にも気軽に投書ができるように二次元コードを活用したり、Web 投稿も導入し、寄せられた意見は学内ホームページや学内に掲示して周知するなど、見える形で公表するような方法が考えられ、実践されている。

さらに学生、教職員、地域住民が一体となる夢緑祭の久々の開催、ボランティア活動の拡大など、学生の大学生活の支援を丁寧に行っていることは評価できる。夢緑祭等はコロナ世代の学生にとっては貴重な機会であり、今後も継続的に支援していただきたい。

多くの学生が地域に出てボランティア活動をすることによって地域の人と接し、地域の新たな課題を発見する活動が増えることを期待したい。

経済的に困窮している学生へのサポートを今後も続けていただきたい。

＜43101 大規模災害時等への対応＞

「安否確認システム」の操作訓練を 2 回実施した点、返信率が高かった点は評価できる。特に、能登半島地震で北陸地方の学生の安否を確認した点は高く評価できる。能登半島地震を契機に、教職員の自動参集条件を見直すなど、適切な PDCA サイクルが確保されているものと評価する。危機管理態勢については、今後も常に見直していくことが重要であるとする。

災害発生のたびに、これまでに作成したマニュアルに基づいた行動をとり、マニュアルや対応の確認ができていたことはより実践的で効果的であった。

② 遅れている取組

該当なし

⁶ みかん大出前講座：教員が自身の教育、研究、社会活動の専門性や成果を活かし、県民や看護職をはじめ医療、福祉の専門職者を対象として、地域に出向いて講演等を行うもの。

⁷ みかん大リクエスト講座：「みかん大出前講座」にない内容について、要望に合わせて、教員を派遣して講演等を行うもの。

(4) 全体評価にあたっての意見、指摘事項等

- ① 教育・研究に関しては、さまざまなアンケート調査、分析等が行われているが、これらはいずれも教育・研究改革の重要な手段であると考えられる。しかし、これらは早期に成果がはかれるものではないため、引き続き慎重な分析と継続的な検証をお願いしたい。
- ② 次頁以降の「2 項目別評価」で記述している評価委員会の意見は、法人のさらなる前進を期待する意味合いであるので、これらをふまえた教育研究活動、地域貢献活動および大学運営の一層の活性化を要望する。
- ③ 次年度以降、法人が「年度計画を上回って実施している」と自己評価する際には、その評価をするに至った根拠や特筆すべき理由を明確にして業務実績報告書に記載いただきたい。

2 項目別評価

I 大学の教育研究の向上に関する項目

第1 教育に関する項目

(1) 進捗状況の確認結果

教育に関する項目は、教育内容、教育の質の向上、学生の支援の目標について取り組まれている。いくつかの項目について顕著な成果が見られ、年度計画を順調に実施していると認められる。

(2) 実施状況

① 重点的取組および特筆すべき取組

<21101 適切な選抜の実施（学部）>

令和7年度入学者選抜試験の実施に向け、地域の事情等をふまえた特色ある新たな入学者選抜方法を積極的に導入しながら、常に入試改革に努めている姿勢は評価できる。また、令和6年度入学者選抜試験において、入学定員を満たし、合計103名の学生を確保したことは評価できる。

新たな入学者選抜方法や、選抜方法を変更した点について、特に三重県内の高校へは丁寧な説明と適切な広報を継続して行っていただきたい。そして、より高い資質を備えた入学生の確保や、地域に根差す保健・医療・福祉に寄与する人材育成に期待したい。

地域推薦型選抜の評定平均値などを変更した点については、今後十分な分析を行いながら入学者選抜方法を検討し、入学者選抜試験の内容・方法・広報の吟味が必要である。

また、新たな入学者選抜を経て入学した学生が貴学を卒業後、三重県内の保健・医療・福祉等にどう反映したか、追跡調査が今後必要であると考ええる。

<21102 高大接続の拡大（学部）>

地域、受験生が求める高大接続の拡大と内容の充実に向けて努力しているが、時代にあった内容の充実に、情報を駆使して、さらに取り組んでいただきたい。

また、昨年度から検討している「多言語多文化選抜」については周辺地域の関係者の高い関心とともに入学後の期待も大きいと考えられる。入学後のサポート体制のあり方等について詳細な検討を今後も継続的に行っていただきたい。

「一日みかんだい生」や「出前授業」の事業は、参加者のアンケート結果では満足度も高く、高校生にとって看護職への理解を深め、進路のミスマッチを防ぐ一助となっている。同時に大学が県内医療機関、行政機関、高校と連携しており、三重県の諸機関と一体となった取組が地域に貢献する意欲ある看護職の育成につながっているものと評価できる。

今後は事業内容の改善（高校生への魅力アピール）とともに大学と県内医療機関、行政機関、高校との連携のなかで、入学から就職に至るまでの戦略や方針を立てることが事業の質を向上させるための課題だと考える。

<21103 適切な選抜の実施（研究科）>

入学希望者確保のために選択できるコースを増やしたり、募集方法や広報など、努力していることは評価できる。さらなる応募者増加にむけた広報を含む努力に期待したい。

大学院生の確保は重要な課題になっている。現在の定員割れをどのように解決していくのか、博士後期課程設置を構想しているのであれば、極めて重要な問題である。博士後期課程の中心となる「地元創成看護学」等の広報の仕方や大学院のあり方（ex. 社会人院生が入学・学習しやすい大学院）の検討が必要である。

貴学卒業生の大学院進学を増やすため、学内からの大学院進学を促す学内推薦入試⁸（入学料免除）は重要な試みとして評価できる。今後、その効果の検証も計画的に行っていただきたい。

また学部時代からのキャリア教育を含めたさらなる学生の向上心へのアプローチ、また修了生の活躍のモデルを示すなど、幅広い方面からの広報に期待したい。

＜21104 教育課程・教育方法・内容の充実（学部）＞

「三重を知ろうⅠ」や「三重を知ろうⅡ」は、県内就職率の観点からも重要な取組である。地域を巻き込んだフィールドワークの実施などの充実が図られており、看護師や特に保健師に必要な「地域特性の理解」につながる基礎的な経験を得ることができる、非常によい取組であると評価する。貴学の特色ある魅力的な授業の一つとして今後も充実させてほしい。

卒業生の評価として県内就職先に依頼している「学修成果に関する調査」については、今後のアンケート調査結果を十分生かしていただきたい。

国際交流に関して、公立大学として地域に根差す大学であると同時に、高等教育機関の教育・研究には国際的視野が必要である。マヒドン大学との国際交流協定を更新し、「看護×国際交流」を展開したことは評価できる。国際交流は、新型コロナウイルス感染症による制限が解除されたあとも積極的に実施していただきたい。一方で、国際交流は一大学との再締結ができなくなったことや学生の参加者が少ないことは残念である。今後重要となる国際交流の方法、あり方をぜひ前向きに検討していただきたい。今回の実施方法や参加者の状況などの結果を十分に分析し、全体的に縮小していかないよう学生への周知を含め、早期の改善を期待する。

また、入試において、「多言語多文化選抜」を実施することを鑑みれば、学生も教員も地域に根差すと同時に国際化の意識を醸成する教育・研究が必要になると考える。マヒドン大学の他に他国の看護学部をもつ大学との国際交流（教員の研究交流、学生の留学等）を増やしていくことに期待したい。

＜21105 公正な成績評価の実施（学部）＞

成績評価は適切に実施されていると考えられるため、今後も公正な評価をお願いしたい。

＜21106 教育課程・教育方法・内容の充実（研究科）＞

⁸ 学内推薦入試：大学院への進学をめざす学部4年次の学生を対象に行う推薦入試。

学習環境、ニーズにあった教育方法など学生の学びやすさを考慮し、学修成果を最大限に上げていく方法を考え実践してきていると考えられ、遠隔授業を講義形態に取り入れていることは評価できる。一方で、対面授業と遠隔授業をどのように組み合わせていくかは課題であり、科目の特性と学生の学習レディネスとの関係で考える必要があるため、教育成果を十分に考慮した教育内容の検討を行っていただきたい。

博士後期課程設置に向けた準備が進められている点は評価できる。ただ、博士後期課程の設置の趣旨、院生確保の見通し等、貴学を取り巻く状況をしっかりと分析する必要があると考えられる。大学内から博士後期課程に進学する学生のみでなく、地元で活躍している看護職者などが学習しやすい取組（ex. 長期履修や遠隔授業）が必要と考える。また、博士後期課程を修了した者が地元に戻り、フィードバックを行うことで地元還元される仕組みが必要と考える。

関係する周辺状況と意見を考慮しつつ、設置者等とも前向きに検討の継続を進めていただきたい。

<21107 公正な成績評価の実施（研究科）>

大学院生にも正式にルーブリック⁹評価を導入したことは、学生の質保証の面から一定の評価はできる。今後、「学修成果ルーブリック評価」をどのように教育研究活動の改善に生かしていくかが重要である。

学位論文審査および最終試験を引き続き適切に実施していただきたい。

<21201 授業の点検・評価>

長期間にわたり多方面からの授業点検評価を実施していることは評価できる。

「授業改善等報告書」では、「学生による授業評価」と「教員相互の授業点検評価」の両面から行われている点は評価できる。一方で、その評価結果を次年度の教育活動にどのような形で生かされているかをしっかりと点検することが課題である。

「学生による授業評価」では、講義・演習科目の前期および後期、実習科目の前期において、評価が上昇しており、おおむね教育内容の改善が図られているものと評価できる。また、昨年度と比較し、回答率が向上したことについても評価できる。一方で、実習科目の後期の評価が低下している点については、その原因等を分析の上、さらなる改善に取り組む必要がある。

今後も評価方法や実施が形骸化することがないように進めていただきたい。

⁹ ルーブリック（評価）：ルーブリックとは、評価指標（学修活動に応じた具体的な到達目標）と、評価指標に即した評価基準（レベル）を記載した配点表をさし、ルーブリック評価とは、ルーブリックを用いた成績評価方法を意味する。米国で開発された学修評価の基準の作成方法で、評価水準である「尺度」と、尺度を満たした場合の「特徴の記述」で構成される。記述により達成水準等が明確化されることにより、他の手段では困難なパフォーマンス等の定性的な評価に向くとされ、評価者・被評価者の認識の共有、複数の評価者による評価の標準化等のメリットがある。（中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成するために～」答申（平成24年3月）（用語集）より）

＜21202 研修会等の開催＞

「FD講演会」、「FD/SD講演会」、「研究科FD研修会」は、それぞれ有意義な内容で開催されており、教育・研修の水準を高めることが期待できるものと評価できる。これらのFD活動が共同研究の推進と大学づくりに生かされることを期待したい。

さらに大学の今後に向けて（博士後期課程開設に向けて）の研修会も企画、実践されており、教員の将来的な準備にむけた取組は評価できる。「地元創成看護学」については、今後の大学のあるべき姿を考える上で参考になる内容であると考えられ、大学と社会の価値創造につながることを期待する。

博士後期課程設置作業では大学内部の課題意識と外部の専門的知識や情報をすり合わせる必要があり、この研修会がその役目を果たすように機能することを望む。

＜21301 学習支援＞

学生相談制度、チューター制度のアンケート結果は両者ともに学生の満足度が高く、評価できる。

また、学生が自主的に学習できる環境を提供する場として学生ホールやラーニングコモンズ等の活用は評価できる。

令和5年度学生相談対応状況の集計の結果、教員が889件の個別相談に対応しており、非常に丁寧な指導をしているともいえる。一方で、相談内容によっては、重大な案件が含まれる可能性も考えられるため、相談を受けた教員が一人で悩み、抱え込むことがないような対策・方策を今後とも考えていく必要がある。

看護師等国家試験の結果は、看護師国家試験と保健師国家試験で目標値の合格率100%に達しなかったが、学生支援の充実が図られているものと評価できる。国家試験対策が追加で必要と考えられる対象者には個別的に分析し、有効な方策をさらに検討し、それに基づいた支援を継続していただきたい。

＜21302 大社接続の支援＞

大学の「出口」（進路）問題は大学にとって重要な課題である。学生にも、県内就職率のためにも「就職説明会」や「ようこそ先輩」は重要であり、参加施設も多く、アンケート結果も良好であることを評価する。

また「卒業生支援プロジェクト」、「卒業生のきずなプロジェクト」などの現場で働く卒業生との共同の事業は参加者の満足度も高く、評価できる。

大学のステークホルダーとしての卒業生、同窓会は就職や財政面において重要な存在であり、こうしたステークホルダーとの共同事業のさらなる発展を期待したい。そして、大社接続支援を新たな方向にも発展させていきたい。

＜21303 就職支援＞

多様な大社接続支援や適切な就職支援により、県内就職率は前年度実績、目標を共に上回り、数値目標を達成したことは評価できる。県内就職者の確保につながる対策の検討・実施の成果だと考えられる。県立大学として県内就職者の確保はとても重要であるため、今後もさらに変化する学生のニーズ

や社会のニーズにあった就職支援に努力していただき、引き続き県内就職者の確保につながる対策の検討や実施をしていただきたい。

② 遅れている取組

該当なし

③ 前年度に評価委員会から意見、指摘した項目

該当なし

(3) 評価にあたっての意見、指摘事項等

該当なし

第2 研究に関する項目

(1) 進捗状況の確認結果

研究に関する項目は、研究水準および研究の成果、研究実施体制の整備の目標について取り組まれている。いくつかの項目について成果が見られ、年度計画を順調に実施していると認められる。

(2) 実施状況

① 重点的取組および特筆すべき取組

<22101 研究と地域課題との循環の促進>

受託事業や他大学・病院との連携により地域課題に関する研究を推進している点は評価できる。県市町、医療機関との連携は地域貢献に重要であり、積極的に推進していただきたい。

看護職者等を対象とした①看護研究SEED、②ハウツー看護研究、③看護研究エッセンス、④その他の看護研究支援など幅広い「看護研究支援」活動を展開している点は高く評価できる。これらの研究支援が大学院入学につながることを期待したい。そのための工夫が必要である。

<22102 競争的研究資金の獲得>

外部資金の獲得は、全国的に大学予算が削減される中で、大学の研究力向上のために欠くことができない課題になっている。

競争的研究資金の応募申請率が目標としている100%であったことは、教職員が認識し、努力した結果であると評価できる。また継続申請を含めた採択率が59.2%であることも他大学に比して優れていると考えられ、研究資金獲得に向けた支援の充実と教職員が努力した結果である。新しいテーマ等に関連付けて大型の科研費を獲得することが大学の特徴を作り、研究力アップにつながるため、大学の組織的なサポートシステムを構築し、大型の科研費を教員同士でプロジェクトを組んで作ったり、科研費以外の大型の外部資金を獲得できるよう努めていただきたい。

企業等からの受託研究や共同研究を積極的に導入し、外部研究資金の受入れに取り組んでいただきたい。

<22103 研究成果の公表と還元>

教員の研究業績や課題の公表については一般的な方法（ホームページ掲載）で実施されている。一方、教員の研究活動の成果を地域や県民に還元する「みかん大出前講座」（55件）、「みかん大リクエスト講座」（54件）は、各講座ともにのべ1300～1500名の参加、そして満足度も極めて高い。県民に向けた研究成果の公表・還元として高く評価できる。

研究成果の公表の場の一つとして紀要を発刊しているが、時代とともに紀要のあり方も変化しており、教員の紀要に対する考え方もさまざまであるため、できる限り教員の意見をふまえながら早期に紀要のあり方についての検討を進めていただきたい。

<22201 研究活動への支援>

各教員の専門分野における教員間での相互支援体制を整備し、令和5年度

は11件の教員間の研究支援が実施された点は評価できる。

ただ、「各教員の専門分野における独創的・先駆的な研究を支援する」ことに関し、記述されている研究支援の内容（研究課題の抽出、研究計画書の作成、研究データの分析方法、論文作成、倫理審査受審、科研費申請に係る支援など）に加え、大学を挙げて独創的・先駆的な研究を行えるようにするためのバックアップ体制を構築する必要があると考えられる。

研究倫理に関して、研究倫理審査は的確に実施されていると考える。とりわけ「迅速審査」の実施により研究が遅延することなく進められている。看護研究のような領域では2つの審査方法はよい審査システムだと考えられる。科研費による研究費の不正使用防止のための意識向上にむけた対応など、研究を進めていく上において気にかかる点や重要な点についての対応が随時行われている。

今後も不正防止に努めていただきたい。

② 遅れている取組

該当なし

③ 前年度に評価委員会から意見、指摘した項目

該当なし

(3) 評価にあたっての意見、指摘事項等

該当なし

Ⅱ 社会・地域貢献に関する項目

(1) 評価結果

A (平均点 2.5)	評価	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	計
	項目数	2	2	0	0	4

(2) 実施状況

① 特筆すべき取組

<31101 看護職者の能力向上>

県受託事業を令和4年度から継続して着実に実践しており、積極的に推進していることは評価できる。看護職員認知症対応力向上研修事業に関しては、三重県全域から参加があり、講義への満足度が平均 94.8%であることは評価できる。

認定看護師教育課程「感染管理」は令和4年度から順調に修了生を出し、令和5年度には教育訓練給付申請を行うなど研修生の負担軽減につながるような対応を積極的に行い、受講しやすい環境づくりを行っていることは評価できる。

「教員提案事業の看護職者に向けた取組」（「みえ保健・看護力向上支援事業」10件）は看護職者の教育・研究支援としては評価できる。一方で、新奇性のある取組が今年度はなかったと考える。

<31102 卒業生へのキャリア支援>

卒業生の動向、ニーズ調査をして卒業生のキャリアアップのために必要な大学として、支援内容を明確にして対応していることは評価できる。一方で、博士号取得と就職後のライフワークバランスの課題へのサポートについては実行されていない。

卒業生のキャリア支援は大学の評価に大きく影響すると考えられるため、キャリア支援活動の進展を期待する。

<32101 県民のヘルスリテラシーの向上>

「県民のヘルスリテラシーの向上」のために教員各自の専門分野を生かして実施した「みかん大出前講座」、「みかん大リクエスト講座」は件数、参加者ともに前年度とくらべて増加し、延べ参加者数 2,865 名、満足度は 98.9%と高い。さらに「県民のヘルスリテラシー向上支援事業」、「公開講座」（3回）の取組は大学の地域貢献として地域住民の心と身体の健康に役立つこととして極めて高く評価できる。貴学の教員の努力が認められる。

県民のヘルスリテラシーを向上させることは、県民のためでもあるが、大学の評価を地域で上げることにつながるため、引き続き積極的に「県民のヘルスリテラシー向上支援事業」を進めていただきたい。

<33101 教育研究活動に基づく社会・地域貢献>

「教員各自の専門分野を活かした社会活動・研究活動」として、多くの教員が公立大学の教員として地方自治体等の委員会、審議会、協議会等の委員と

して専門的知識を提供し貢献していると評価できる。

また、県立大学として、地域貢献は重要であり、県内病院等看護管理者意見交換会の開催は評価できる。

さらに、連携協力協定病院を新たに加えたこと、すでに締結した病院とは人事交流教員を受け入れるなどによる関係性の維持に努めたことは評価できる。今後は病院との連携協力協定締結後の具体的な成果等の報告を期待したい。

② 遅れている取組

該当なし

③ 前年度に評価委員会から意見、指摘した項目

該当なし

④ 法人による評価と評価委員会の評価が異なる項目

該当なし

(3) 評価にあたっての意見、指摘事項等

該当なし

Ⅲ 大学運営に係る環境整備に関する項目

(1) 評価結果

A (平均点 2.0)	評価	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	計
	項目数	0	8	0	0	8

(2) 実施状況

① 特筆すべき取組

＜41101 学生の生活支援＞

新型コロナウイルス感染症による制限が解除され、学生の行動範囲が急激に拡大した際に健康管理者が不在であったが、教職員一丸となって大学生活全般についての支援が詳細に行われており、生活支援が充実していると評価できる。

学生の声（意見箱）とその対応については意見箱以外にも気軽に投書ができるように二次元コードを活用したり、Web投稿も導入し、寄せられた意見は学内ホームページや学内に掲示して周知するなど、見える形で公表するような方法が考えられ、実践されている。

さらに学生、教職員、地域住民が一体となる夢緑祭の久々の開催、ボランティア活動の拡大など、学生の大学生活の支援を丁寧に行っていることは評価できる。夢緑祭等はコロナ世代の学生にとっては貴重な機会であり、今後も継続的に支援していただきたい。

多くの学生が地域に出てボランティア活動をすることによって地域の人と接し、地域の新たな課題を発見する活動が増えることを期待したい。

経済的に困窮している学生へのサポートを今後も続けていただきたい。

＜41102 教職員の健康管理＞

教職員の健康管理に関して多方面から原因究明をしようとする試みが実施されていることは理解できる。一方で、令和5年度教員満足度アンケートの満足度点数自体が低く、かつ、前年度から低下している。その主たる原因が「研究環境」であり、研究環境の改善が重要な課題である。また、「ハラスメントを許さない認識の浸透」についても満足度が低下していることから、法人内での研修などをとおして、ハラスメントに対する認識の向上が必要であると考ええる。職員満足度は、前年と大きな差はなかったが、教員満足度よりも低い水準である。

いくつかの対策が実施されているものの、職場環境が改善されたとはいえない状況である。自主的に満足度の数値目標を設定の上、抜本的な対策を検討・実施すべき課題であり、原因の更なる調査が必要と考える。

特にハラスメントに関する項目は人材確保の観点からも重要であり、重点的に取り組む必要がある。

教職員の健康は大学づくりを進める上での根幹であることから、今後さらに重視して取り組んでいただき、必要に応じて健康管理体制を見直すなど、職場環境のさらなる改善を望む。

＜42101 教育環境・IT環境の整備＞

中長期的計画に基づいて施設・設備・備品等の整備・改修の充実を着実にやっているが、大学の教育環境・IT環境の整備は学生、教職員にとって教育研究活動を促進するための極めて重要な条件整備となる。

したがって、IT環境・関連については教育、研究、経営に支障をきたさないよう、学内全体のIT環境を十分に把握し、加速度的に変化するIT環境を見通して積極的投資の考えのもと、計画的に取り組み、実践していただきたい。また、セキュリティにも十分配慮していただきたい。

＜42102 図書館運営の充実＞

図書館利用者の利便性向上のため、電子化にて図書館利用サービスを提供したことは評価できる。在学中から図書館の意義、重要性を体験しておくためには図書館の充実は重要であり、図書館の利用頻度の向上に努めていただきたい。

意識して図書館業務委託者とともに使いやすい図書館をめざしているが、課題を出す教員の意見も十分に反映してなじみやすく、使用しやすい図書館になるよう、スピード感をもって進めていただきたい。

貴学は特色ある図書館づくりをめざしており、附属看護博物館は注目に値する。今後この博物館が貴学ならではの博物館として充実することを期待する。まだ博物館としてのインパクトがないように考えられるため、さらに県内外の看護関係者のみならず、これから看護師をめざす方々にとって興味関心の持てる博物館となるよう積極的に広報し、アピールすることが重要と考える。

＜42103 環境等への配慮＞

光熱費高騰の折、環境に配慮しながら省エネを進める努力がみられる。日々の細かな一つ一つの行動であるが、かなり習慣化していると考えられる。引き続き日々の生活の中での環境への配慮を期待したい。

バリアフリーやユニバーサルデザインへの配慮をした施設へと計画的に進めていることは評価できる。

一般的な啓発活動に留めず、学生の看護教育の中に環境問題やSDGs問題を取り入れる教育があればいいのではないかと考える。SDGsの啓発を積極的にお願したい。

＜43101 大規模災害時等への対応＞

「安否確認システム」の操作訓練を2回実施した点、返信率が高かった点は評価できる。特に、能登半島地震で北陸地方の学生の安否を確認した点は高く評価できる。能登半島地震を契機に、教職員の自動参集条件を見直すなど、適切なPDCAサイクルが確保されているものと評価する。危機管理態勢については、今後も常に見直していくことが重要であると考えます。

災害発生の際に、これまでに作成したマニュアルに基づいた行動をとり、マニュアルや対応の確認ができていたことはより実践的で効果的であった。

＜43102 危機管理への対応＞

危機管理への対応はリスク管理委員会で一括して対応を進めていくというわかりやすい組織にはなっている。

新型コロナウイルス感染症が5類になったとはいえ、新型コロナウイルス感染者の動向には注意が必要なことから、貴学においては引き続きリスク管理委員会を中心に新型コロナウイルス感染症の対策を学生、教職員に徹底いただきたい。

一方で、危機管理の中で、特に情報技術は日進月歩であるため、サイバー攻撃への対応など情報のリスクに関して十分に予測できる内容の対応を考えておく必要がある。サイバー攻撃を受けた場合を想定した訓練の実施など踏み込んだ対策を検討し、ネットワークの安全管理も徹底していただきたい。

＜44101 人権尊重とハラスメント防止＞

ハラスメント防止の研修会は学生、教職員など、さらに学年別、役割別に分けて詳細に対象者別に必要な内容を実施していることは評価する。一方でせっかく実施しても1年生向けは令和4年度も令和5年度も参加者が少ない。実施方法に関しては前年度の評価をした上で有効な方法で行うなどの検討が必要である。

ハラスメント相談件数の増加については、ハラスメントに対する声をあげやすい環境が整備されたとの理由であるが、これまでのハラスメント防止策の実効性が懸念される状況であるため、現状のハラスメント防止策や体制が適切なものであるか否かについて検討することも必要ではないかと考える。

また、今後重大なハラスメント事案（刑事事件等）がおこった場合においても外部相談窓口と連携し対応するなど、適切にリスク管理を実施いただきたい。

② 遅れている取組

該当なし

③ 前年度に評価委員会から意見、指摘した項目

該当なし

④ 法人による評価と評価委員会の評価が異なる項目

該当なし

(3) 評価にあたっての意見、指摘事項等

該当なし

IV 的確な業務運営の実施および業務改善に関する項目

(1) 評価結果

A (平均点 2.0)	評価	IV	III	II	I	計
	項目数	0	4	0	0	4

(2) 実施状況

① 特筆すべき取組

<51101 組織体制>

大学戦略会議を設置し、大学の将来構想など大学の今後に向けた方向性が議論できていることは評価できる。貴学の将来構想や直面する喫緊の課題への対応策等について幅広く議論することを期待する。

小規模大学であるため、この戦略会議の大学の組織上における位置づけ、教育研究審議会をはじめ他の委員会等との関係を明確にする必要があると考える。それに伴い、これまでの一部重なり合う委員会の整理など、会議のスリム化を考えていくことも重要である。

内部統制規定の運用は評価できる。

<52101 教職員の充足>

全国的に看護教員が不足している状況の中で、優秀な教員を得るため、幅広く公募をかけ学内審査を経て適切な教員を採用する努力をしていることは認められる。特徴的なことは、連携協力協定病院の13病院のうち2病院と人事交流(1年間)を行い、1名を貴学の助手、1名を特任助手として受け入れたことである。人事交流は多様な人材を得るための重要な試みとして評価できる。この人事交流の成果を期待したい。

一方、貴学に合う優秀な教員の定着を図っていく努力や公募の時期などの工夫も必要であろう。

法人固有の職員は大学運営にとって大切であるため、大学業務全般に精通するよう教育していただきたい。

<52201 教員の育成と働き方>

教員の育成に関して、若手教員(博士号未取得)に対して学内制度を生かして博士課程への進学を積極的に推進した点は評価される。(7名中2名学位取得)また、教員満足度アンケートに基づき、職場環境の改善策が実施されていることは評価できる。教員の働き方改革の推進は今後も継続して実施すべきである。

教員活動評価・支援制度の意義や活用について教員に対し十分な説明を行い個々人に理解してもらう必要性があり、今後、実施した改善策の効果を検証しつつ、更なる職場環境の改善を期待する。

<52202 事務職員の育成と働き方>

異動なく大学職員として働く法人固有職員の育成と役割、そして活用方法については中長期的に計画し、方向性を示した上で育成していただきたい。また、高等教育機関(大学)固有の事務能力を育成するためにさまざまな取組を実施し

ているが、今後人事計画の中に県職員と法人職員（ex. 大学運営のプロフェッショナル等）のバランスを考えた配置が必要と考える。

職員満足度アンケートに基づき、職場環境の改善策が実施されていることを評価する。今後、実施した改善策の効果を検証しつつ、更なる職場環境の改善を期待する。

人手不足は日本経済にとっての重要課題であるため、職場環境・労働環境を良くして優秀な人材を確保し、育成していただきたい。

②遅れている取組

該当なし

③ 前年度に評価委員会から意見、指摘した項目

該当なし

④ 法人による評価と評価委員会の評価が異なる項目

該当なし

(3) 評価にあたっての意見、指摘事項等

該当なし

V 財務内容の改善に関する項目

(1) 評価結果

A (平均点 2.0)	評価	IV	III	II	I	計
	項目数	0	4	0	0	4

(2) 実施状況

① 特筆すべき取組

<61101 自己収入の確保>

公立大学にとって自己収入の確保は難しいが、施設使用料、認定看護師教育課程「感染管理」に係る入学検定料・入学金等、地域交流センター事業収入、修学支援基金寄付金と努力していることが伺える。今後はさらに大型科研の間接経費や国の補助金などの収入確保も努力次第で可能だと考えられるため、しっかりと検討していただきたい。

また、貴学で特許を取得した製品の商品化など新たな自己資金確保の方法も考えていただきたい。

ふるさと納税制度の適用は評価できる。今後さらなる活用や納税制度の周知に期待したい。

<61102 知的財産の適切な保護と活用>

令和5年度に2件の特許を取得したことを評価する。今後、実用化を期待する。また、これらの研究成果を大学の魅力として広く発信すると同時に知的財産に対する教職員、学生の意識醸成を促す必要がある。今後新たな特許やスタートアップ事業の展開が望まれる。

<62101 経費の抑制>

財政が厳しい折、教育研究活動を保障した上でコストカットの意識を高め、さまざまな施設設備等の細部にわたる節減に努めていることが伺えた。継続した意識づけを期待したい。

節減によって生み出された財源を活用し、学内の環境整備に対応し、就労環境の整備に努めたところは評価できる。

<63101 資産の適正管理>

中長期修繕計画に基づいて県の補助金を活用して大型修繕を実施している。また、施設を有効利用する姿勢も伺える。

資産は適正に管理していると考ええる。

老朽化した施設は、素早い修繕が必要であるため、今後も適正管理を期待する。

② 遅れている取組

該当なし

③ 前年度に評価委員会から意見、指摘した項目

該当なし

④ 法人による評価と評価委員会の評価が異なる項目
該当なし

(3) 評価にあたっての意見、指摘事項等
該当なし

VI 大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する項目

(1) 評価結果

A (平均点 2.0)	評価	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	計
	項目数	0	3	0	0	3

(2) 実施状況

① 特筆すべき取組

<71101 自己点検・評価および外部評価>

評価委員会等からの改善コメントをふまえて、令和5年度において改善に向けて取り組まれたことを評価する。

業務実績については、各委員会—自己点検評価委員会で検討・確認後、法人評価委員会（外部）—法人会議—教授会—事務教職員研修という流れでフィードバックされている。フィードバックされた結果が次年度の業務にどのように具体的に反映され、積み上がっているかが重要である。

<71102 内部監査の推進>

内部監査を確実に実施していることは評価できる。

また、内部監査（①公的研究費、②授業用経費、③学生および職員の健康管理、④環境マネジメントシステム）は適切に実施されていると考える。

<72101 情報公開・情報発信の推進>

情報公開に関しては、大学のホームページで公表し、「財務諸表」に関しては会計監査人による監査を受けている。運営の透明性は確保されていると考える。

情報発信については、紙媒体と大学や県のホームページ、さらに若者向けの電子媒体を組み合わせ積極的に取り組んでいる。また、情報の公表・発信、広報に関してはさまざま工夫しながら多くの関係者の目につくような方法を考え、前向きに取り組んでいる。新たな広報の取組として動画作成を評価する。

今後の課題は魅力あるコンテンツ作りであろう。

② 遅れている取組

該当なし

③ 前年度に評価委員会から意見、指摘した項目

該当なし

④ 法人による評価と評価委員会の評価が異なる項目

該当なし

(3) 評価にあたっての意見、指摘事項等

該当なし

3 参考資料

○公立大学法人三重県立看護大学中期目標に定める数値目標の達成状況（第三期中期目標期間）

指 標 名		R3	R4	R5	R6	R7	R8	合計	備 考
I (1) 教育に関する目標									
看護師国家試験合格率(%)	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	－	
	実績値	99.0	99.0	98.1				－	
保健師国家試験合格率(%)	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	－	
	実績値	96.0	98.0	99.0				－	
助産師国家試験合格率(%)	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	－	
	実績値	100.0	90.9	100.0				－	
看護師国家試験合格者数(人)	目標値	95	95	95	95	95	95	－	
	実績値	98	98	101				－	
保健師国家試験合格者数(人)	目標値	95	95	95	95	95	95	－	
	実績値	95	97	102				－	
助産師国家試験合格者数(人)	目標値	10	10	10	10	10	10	－	
	実績値	10	10	10				－	
県内就職率(%)	目標値	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	－	県内への看護職就職者数／就職者数
	実績値	62.5	55.7	57.4				－	
修士学位取得者数(人)	目標値	8	8	8	8	8	8	－	研究科での学位取得者数
	実績値	12	10	3				－	
I (2) 研究に関する目標									
競争的研究資金申請率(%)	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	－	申請(継続含む)教員数／在職教員数
	実績値	97.9	100.0	100.0				－	
外部研究資金採択率(%)	目標値	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	－	科学研究費補助金等の外部研究資金の採択率
	実績値	50.0	56.9	59.2				－	
II 社会・地域貢献に関する目標									
看護職者を対象とした講座等の開催数(回)	目標値	100	100	100	100	100	100	－	看護職者を対象とした専門講座等を開催した数
	実績値	123	130	175				－	
県民向け講座等の開催数(回)	目標値	96	96	96	96	96	96	－	県民が参加可能な講座等を開催した数
	実績値	97	131	126				－	

指 標 名		R3	R4	R5	R6	R7	R8	合計	備 考
学術研究団体等のさまざまな主体の活動に参画した数(人)	目標値	48	48	48	48	48	48	-	県内外の学術研究団体の役員や行政等の審議会委員等に就任した教員の延べ人数
	実績値	58	63	66				-	
Ⅲ 大学運営に係る環境整備に関する目標									
学生アンケートにおける学生の満足度(%)	目標値	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	-	学生アンケートによる大学生活の支援に対する満足度
	実績値	97.1	96.3	97.8				-	
Ⅳ 的確な業務運営の実施および業務改善に関する目標									
中期目標期間中の改善事例件数(件)	目標値	-	-	-	-	-	-	10	中期目標期間中に学生や教職員から要望を受け改善に取り組んだ事例の総数
	実績値	3	2	3				-	
Ⅴ 財務内容の改善に関する目標									
中期目標期間中の法人の自己収入額(千円)	目標値	-	-	-	-	-	-	143,000	中期目標期間中の授業料、入学料を除く自己収入総額
	実績値	34,872	50,006	46,077					
Ⅳ 大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する目標									
自己点検・評価結果に基づく改善率(%)	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	前年度の課題の解決に向けての取組の実施割合
	実績値	100.0	100.0	100.0				-	
自己点検・評価の実施状況(回)	目標値	1	1	1	1	1	1	-	自己点検・評価の実施回数
	実績値	2	1	1				-	

○ 三重県公立大学法人評価委員会名簿

	氏 名	役 職 等
委員長	村 本 淳 子	浜松医科大学監事
委 員	井 熊 信 行	公認会計士小川・井熊会計事務所所長
委 員	中 川 崇	(株)百五銀行 常勤監査役
委 員	前 田 朝 子	(株)オオコーチ取締役会長
委 員	丸 山 真 司	日本福祉大学教育・心理学部教授

○ 三重県公立大学法人評価委員会の開催状況

- ・ 第1回 令和6年6月4日
- ・ 第2回 令和6年7月9日
- ・ 第3回 令和6年8月8日

○ 地方独立行政法人法（平成15年7月16日法律第118号）〈抜粋〉

第七十八条の二 公立大学法人は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

- 一 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標の期間における業務の実績
- 2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事業年度の終了後三月以内に、当該各号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 第一項の評価は、同項各号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。
- 4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。この場合において、同条中「及び年度計画並びに」とあるのは「及び」と、「毎年度、当該」とあるのは「当該」と読み替えるものとする。

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）附則<抜粋>

第三条

- 3 新地方独立行政法人法第七十八条の二の規定は、公立大学法人に係る令和六年四月一日以後に開始する中期目標の期間に受ける地方独立行政法人法第十一条第一項に規定する評価委員会（以下この条において「評価委員会」という。）の評価について適用し、公立大学法人に係る同日前に開始した中期目標の期間に受ける評価委員会の評価については、なお従前の例による。

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方独立行政法人法の改正について<抜粋>

令和5年6月16日付 総務省自治財政局長及び文部科学省高等教育局長通知

1. 改正の概要

公立大学法人について、中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）の記載事項に、住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置並びに業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置の実施状況に関する指標（以下「指標」という。）を追加した上で、毎事業年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）及び各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を廃止することとしたこと。

2. 施行期日等

- （1）施行期日は公布の日としたこと。
 - （2）また、経過措置を以下のとおり定めることとしたこと。
- ① 新法施行後も、令和5年度の末日までに開始した中期目標期間においては、年度計画策定及び年度評価実施を引き続き行い、当該中期目標期間における中期計画への指標の追加は不要とすること。
 - ② ただし、施行日において、中期計画に既に指標を定めている場合には、施行日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画策定から、当該翌事業年度に受ける年度評価から、それぞれ実施不要とすること。
 - ③ また、施行日後において、中期計画に指標を新たに定めた場合には、指標を定めた日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画策定から、当該翌事業年度に受ける年度評価から、それぞれ実施不要とすること。

○ 公立大学法人三重県立看護大学の業務実績に関する評価基本方針

平成 21 年 12 月 10 日
三重県公立大学法人評価委員会決定
平成 30 年 8 月 9 日一部改正
三重県公立大学法人評価委員会決定

三重県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」という。）の評価を実施する際の基本的な事項を定める。

1 評価の前提

- (1) 地方独立行政法人制度においては、法人は、業務を効果的、効率的に実施するため、中期目標及び中期計画に基づいて自主的に運営を行うものである。さらに、業務の公共性、業務運営の透明性を確保し、法人の状況を的確に示して、県民への説明責任を果たし、不断の改革・改善を行っていくことが求められる。
- (2) 法人は、地域における高等教育の提供と地域社会での知的・文化的拠点としての役割を担っており、教育研究のさらなる充実・活性化とともに、地域の発展及び県民福祉の向上に積極的に貢献していくことが求められる。
- (3) 評価委員会の行う評価は、この 2 つの基本的な考え方を踏まえ、大学としての「教育研究の特性」に配慮しつつ、中立・公正な立場から、客観的かつ厳正に実施されることが求められる。

2 評価の基本方向

- (1) 各事業年度終了時には、中期目標の達成に向けて、中期計画に定めた項目ごとの各年度における具体的な実施状況を調査・分析し、当該事業年度の業務実績について評価する。
また、中期目標期間の最後の事業年度の前事業年度には、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について評価し、中期目標期間終了時には、当該期間における中期計画等の実施状況の調査・分析を行い、達成状況について総合的に評価する。
- (2) 教育研究の特性や法人の大学運営の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の組織・業務運営等について、改善すべき点を明らかにする。また、法人の業務達成に向けての意欲的な取組を積極的に支援するなど、法人の継続的な質的向上に資する評価を行う。
- (3) 評価を通じて法人の業務運営状況をわかりやすく示し、県民への説明責任を果たす。
- (4) 評価に関する作業が法人の過重な負担とならないように配慮する。

3 評価の方法

評価委員会は、法人による自己点検・評価をもとに、各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績（以下「見込評価」という。）及び中期目標期間における業務の実績評価（以下「期間評価」という。）を行う。

見込評価については、当該期間までの中期計画の進捗状況の確認等を踏まえ、中期

目標期間の終了時までには、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講じる。

(1) 年度評価

- ① 法人の自己点検・評価に基づきながら、中期目標の達成に向け、各事業年度における中期計画等の実施状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、各事業年度の業務実績全体について総合的な評価を行う。
- ② 教育研究については、その特性への配慮から、原則として専門的な観点からの評価は行わないが、法人による自己点検を踏まえた上で、評価委員会において進捗状況を把握し、その確認・点検を行う。
- ③ 評価結果等を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。
- ④ 具体的な実施方法については、別に実施要領で定める。

(2) 見込評価

- ① 法人の自己点検・評価に基づきながら、中期目標期間における中期目標の達成状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績全体について総合的な評価を行う。
- ② 教育研究についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行う。
- ③ 評価結果を踏まえ、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずる。
- ④ 具体的な実施方法については、別に実施要領で定める。

(3) 期間評価

- ① 法人の自己点検・評価に基づきながら、中期目標期間における中期目標の達成状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、中期目標期間の業務実績全体について総合的な評価を行う。
- ② 教育研究についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行う。
- ③ 評価結果を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。
- ④ 具体的な実施方法については、年度評価の実施状況を踏まえ、別に実施要領で定める。

4 評価を受ける法人において留意すべき事項

- (1) 評価委員会は法人から提出される業務実績報告書等をもとに評価を行うことから、中期計画等の達成状況などについて、法人自ら説明責任を果たすことを基本とすること。
- (2) 法人は、達成状況を客観的に表すために、できる限り数値目標等の指標を設定すること。また、中期計画における達成状況ができる限り明らかになるように工夫すること。
- (3) 法人における自己点検・評価の視点と体制
 - ① 法人は、公立大学の利害関係者である学生や大学に関心を持つ県民の視点に留意し、法人が行う自己点検・評価に際して用いる指標や基準、評価結果及びその活用方法について、できる限りわかりやすく説明すること。
 - ② 法人は自ら説明責任を果たすという観点から、目標の達成にかかる組織内の責任の所在を明確にし、理事長がリーダーシップを発揮できる推進体制を確立

すること。

5 その他

本評価基本方針及び別に定める実施要領は、必要に応じて、評価委員会に諮ったうえで見直すものとする。

○ 公立大学法人三重県立看護大学の各事業年度の業務実績評価実施要領

平成 21 年 12 月 10 日決定
平成 23 年 1 月 17 日一部改正
三重県公立大学法人評価委員会決定
令和 4 年 4 月 1 日一部改正

「公立大学法人三重県立看護大学の業務実績に関する評価基本方針」に基づき、三重県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」という。）の各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）の実施について必要な事項を定める。

1 評価の目的

評価委員会が行う評価は、法人の業務運営の改善及び充実に促すことにより、法人業務の質の向上、業務の効率化及び透明性の確保に資することを目的に行う。

2 評価の方法

- (1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、年度計画の記載項目（小項目）ごとに法人が自己点検・自己評価を行い、これをもとに、評価委員会において検証・評価を行う。
- (3) 「項目別評価」において、大学の教育研究等の質の向上に関する項目のうち、教育研究の特性に配慮すべき項目については、専門的な観点からの評価は行わないものとし、事業の外形的・客観的な進捗状況について確認するものとする。この場合、教育研究の特性に配慮すべき範囲は、教育の成果、教育の内容、教育の実施体制及び学生の支援並びに研究水準及び研究の成果、研究の実施体制に関する項目とする。
なお、特筆すべき点、遅れている点があればコメントを付す。
- (4) 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、中期計画の進捗状況全体について、総合的に評価する。
- (5) 評価委員会が評価結果を決定する際には、評価（案）を法人に示すとともに、評価（案）に対する法人からの意見申し出の機会を設ける。

3 項目別評価の具体的方法

- (1) 教育研究の特性に配慮すべき項目以外の項目の評価
 - ① 法人による自己評価
法人は、年度計画に記載されている小項目ごとに、業務実績をⅠ～Ⅳの４段階で自己評価し、計画の実施状況及び判断理由を記述した業務実績報告書を作成する。

また、大項目ごとに法人としての特色ある取組や未達成事項のほか、当該実施年度以前に評価委員会から指摘された事項等についての対応結果などを記述する。

なお、評価の際に参考となる資料があれば、必要に応じて添付するものとする。評価は、以下を基準として行う。

ランク	評 価 基 準
Ⅳ	年度計画を上回って実施している
Ⅲ	年度計画を順調に実施している
Ⅱ	年度計画を十分には実施していない
Ⅰ	年度計画を大幅に下回っている、又は実施していない

② 評価委員会による法人の自己評価の検証・評価

評価委員会は、業務実績報告書の小項目ごとに法人の自己評価や年度計画の設定の妥当性も含めて総合的に検証し、年度計画の達成状況について上記の4段階で評価を行う。特に、法人による自己評価と評価委員会による評価が異なる場合は判断理由等を示す。

③ 評価委員会による大項目の評価

評価委員会は、業務実績報告書の小項目ごとの評価と特記事項をもとに、大項目ごとの達成状況について、S～Dの5段階で評価するとともに、特筆すべき点や遅れている点についての意見を記述する。

大項目の評価は、小項目の評価ランクごとに、Ⅳを3点、Ⅲを2点、Ⅱを1点、Ⅰを0点として小項目の平均点を算出し、それを次の基準で評価する。ただし、Ⅱ以下の小項目がある場合は、A評価以上とはしない。

なお、上記は判断の目安であり、評価委員会が総合的に評価し決定する。

	評 価 点	評 価 の 基 準
S	特に優れた実績を上げている	評価委員会が特に認める場合
A	順調に実施している	小項目の平均点が2点以上
B	概ね順調に実施している	小項目の平均点が1.8点以上2点未満
C	十分に実施していない	小項目の平均点が1.8点未満
D	大幅な見直し、改善が必要である	評価委員会が特に認める場合

(注) 小項目の平均点は、小数点以下第2位を四捨五入する。

(2) 大学の教育研究等の質の向上に関する項目のうち、教育研究の特性に配慮すべき項目の取扱い

① 法人による自己点検

法人は、年度計画に記載されている小項目ごとに自己点検を行い、事業の外形的・客観的な進捗状況を記述した業務実績報告書を作成する。

また、大項目ごとに法人としての特色ある取組や未達成事項のほか、当該実施年度以前に評価委員会から指摘された事項等についての対応結果などを記述する。

② 評価委員会による進捗状況の確認

評価委員会は、業務実績報告書に基づき、小項目ごとに事業の外形的・客観的な進捗状況を確認し、特筆すべき点や遅れている点についての意見を記述する。

(3) 大項目の区分

大項目は以下のとおり区分する

I 大学の教育研究の向上に関する項目	1 教育に関する項目	教育研究の特性に配慮すべき項目
	2 研究に関する項目	
II 社会・地域貢献に関する項目		教育研究の特性に配慮すべき項目以外の項目
III 大学運営に係る環境整備に関する項目		
IV 的確な業務運営の実施および業務改善に関する項目		
V 財務内容の改善に関する項目		
VI 大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する項目		

4 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の進捗状況全体について、記述式により総合的に評価を行う。

全体評価においては、①教育研究等の質を向上する特色ある取り組み ②地域貢献等の社会に開かれた取り組み ③理事長のリーダーシップのもと、効率的かつ戦略的な運営を目指した取り組み、などについて積極的に評価する。

5 評価結果

- (1) 評価結果は、法人に通知する。
- (2) 評価委員会は、必要があると認める時は、法人に対して業務運営の改善その他の勧告を行う。
- (3) 評価委員会は、前2項における内容を知事に報告するとともに、公表する。

6 評価結果の反映

- (1) 評価結果がB～Cランクの項目については、法人が自主的に業務運営を改善するなど所要の措置を講ずる。
- (2) 評価結果がDランクの項目については、原則として業務運営の改善その他の勧告を行う。